

経 済 産 業 省

20180223保局第2号

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）
を次のように制定する。

平成30年2月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）
を別紙のとおり制定する。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）

1. デモ走行用車両に装置する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る充填の許可について

次の事項を申請者が遵守することを条件として、2年間及び最大250回の充填を限度とした上で、特別充填について個別的又は包括的に許可することができることとする。

(1) 充填する容器及び当該容器に装置する附属品（以下「容器等」という。）並びに当該容器等を装置する車両は、次に定める基準に適合するものとする。

イ 容器等及び当該容器等を装置する車両は、当該容器等及び車両を輸入した者以外の者に譲渡されないこと。

ロ 容器等は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則第百三十四号（以下「規則第百三十四号」という。）に適合していること及び当該適合性の評価を行った国家等により材料に適切なものが用いられていることについて、認められているものであること。

ハ 容器等を装置する車両は、デモ走行用車両として使用されるものであること。

ニ 容器等を装置する車両は、水素漏えい検知器が装置されているものであること。

(2) 様式第1に定める容器証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で容器の外面の見やすい箇所へ貼付していること。

イ 容器等及び当該容器等を装置する車両を輸入した者の氏名又は名称、住所及び電話番号

ロ 容器等を車両に搭載した年月

ハ 車両の車台番号

(3) 様式第2に定める車載容器一覧証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で車両表面の見やすい箇所へ貼付していること。

イ 容器の製造番号

ロ 充填可能期限

ハ 車両の車台番号

(4) 様式第3に定める車載容器総括証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で燃料充填口近傍へ貼付していること。

イ 充填すべきガスの名称

ロ 充填可能期限

ハ 検査有効期限

ニ 最高充填圧力

ホ 公称使用圧力

ヘ 車両の車台番号

(5) 本件許可に基づき充填したときは、容器ごとに以下に掲げる事項を記録し、当該記録を保存すること。

イ 充填年月日

ロ 当該容器の通算充填回数

ハ 充填を行った者

2. テスト走行用及び実証用車両に装置する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る充填の許可について

次の事項を申請者が遵守することを条件として、6年間及び250回の充填を限度とした上で、特別充填について個別的又は包括的に許可することができることとする。

(1) 容器等及び当該容器等を装置する車両は、次に定める基準に適合するものとする。

イ 容器等及び当該容器等を装置する車両は、当該容器等及び車両を輸入した者以外の者に譲渡されないこと。

ロ 容器等を装置する車両は、テスト走行用又は実証用車両として使用されるものであること。

ハ 容器等は、規則第百三十四号に適合していること及び当該適合性の評価を行った国家等により材料に適切なものが用いられていることについて、認められているものであること。

ニ 容器等を装置する車両は、水素漏えい検知器が装置されているものであること。

(2) 様式第1に定める容器証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で容器の外面の見やすい箇所へ貼付していること。

イ 容器等及び当該容器等を装置する車両を輸入した者の氏名又は名称、住所及び電話番号

ロ 容器等を車両に搭載した年月

ハ 車両の車台番号

(3) 様式第2に定める車載容器一覧証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で車両表面の見やすい箇所へ貼付していること。

イ 容器の製造番号

ロ 充填可能期限

ハ 車両の車台番号

(4) 様式第3に定める車載容器総括証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で燃料充填口近傍へ貼付していること。

イ 充填すべきガスの名称

ロ 充填可能期限

ハ 検査有効期限

ニ 最高充填圧力

ホ 公称使用圧力

ヘ 車両の車台番号

(5) 容器等及び当該容器等を装置する車両を輸入した者又は輸入した者から当該容器等及び車両を借り受けた者は、当該容器等がテスト走行用又は実証用車両に装置され、当該車両が走行の用に供されている間、常時監視すること。

(6) 本件許可に基づき充填したときは、容器ごとに以下に掲げる事項を記録し、当該記録を保存すること。

イ 充填年月日

ロ 当該容器の通算充填回数

ハ 充填を行った者

(7) 容器等に記載される製造年月から起算して、4年を超えない期間内に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第49条及び第49条の4に準じて、容器再検査及び附属品再検査を受けること。

様式第 1

容器証票	
輸入者の氏名又は名称	
住 所	
電 話 番 号	
搭 載 年 月	年 月
車 台 番 号	

備考 この証票の文字の大きさは、見やすい大きさとする。

様式第 2

車載容器一覧証票	
	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充 填 可 能 期 限	年 月
車 台 番 号	

- 備考 1 この証票の文字の大きさは、見やすい大きさとする。
- 2 容器の記号及び番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること。
- 3 充填可能期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短い期限を記載すること。

様式第 3

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充 填 可 能 期 限	年 月
検 査 有 効 期 限	年 月
最高充填圧力(MFP)	
公称使用圧力(NWP)	
車 台 番 号	

- 備考 1 この証票の文字の大きさは、見やすい大きさとする。

- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短い期限を記載すること。